

乳児家庭全戸訪問事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業について

(1)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ※出生数等を勘案して推計

- ・子ども・子育て支援法第59条第7号に規定する事業
- ・児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

(この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。)

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	876	924	864	828	732
②訪問数	件数	876	924	864	828	732
訪問率(②/①)	%	100	100	100	100	100
確保方策	実施体制 : 15人(常勤保健師10人、委託助産師5人) 実施機関 : 東久留米市福祉保健部健康課 委託団体等 : 東久留米市助産師会					

(2) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診) ※妊娠の届出件数を勘案して推計

- ・子ども・子育て支援法第59条第13号に規定する事業
- ・母子保健法第13条第1項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (受診券配布件数)	件数	924	864	828	732	732
②1人あたりの健診回数	回	15	15	15	15	15
総健診回数 (①×②)	回	13,860	12,960	12,420	10,980	10,980
確保方策	実施場所:委託医療機関 実施時期:通年を通じて実施 実施体制:個別 検査項目:国が定める基本的な妊婦健康診査項目(体重・血圧・尿・血液検査 他)					

※②1人あたり健診回数の15回には、超音波検査1回分が含まれます。